新 水 技 第 70 号
令和 7 年 6 月 11 日

水道局発注工事受注者　各位

新潟市水道局
技術管理室長

**アスファルト混合物の仕様変更**
**及びアスファルト再生クラッシャランの使用について（通知）**

現在、能登半島地震の影響等により新潟市内を中心に余剰アスファルト塊が発生しており、既に複数のプラントでアスファルト塊の受け入れを中止しているほか、今後、市道等の災害復旧工事の本格化等により更なるアスファルト塊の発生が想定されています。

また、本市では 2050 年までに二酸化炭素の排出を実質ゼロとする「ゼロカーボンシティ」の実現を目指すことを表明しており、その一環として資源循環型社会の構築を進めています。

つきましては、迅速な災害復旧を支援するとともに、アスファルト廃材を循環利用することで環境負荷の軽減を図るため、当局の発注工事においては、以下のとおり取組みますので、お知らせいたします。

**１．適用時期・適用対象**

・令和 7 年 5 月単価以降を適用した配水管布設工事等。
・それ以外の工事であっても、対応可能なものは、協議のうえ変更対応する。

**２．具体的な取り組み**

**【アスファルト混合物の再生骨材混入率変更】**

・アスファルト混合物の再生骨材混入率を３０％以下から５０％以下へ変更する。

**【アスファルト再生クラッシャランの利用促進】**

・当局の発注工事においては、路盤材としてアスファルト再生クラッシャラン（ARC-40（RC 混合））を優先的に使用する。なお、路盤材種類は設計図書（図面、設計書等）で指定しているため、設計図書の指定による。
・アスファルト再生クラッシャランを使用する工事においては、当局の配水管布設工事標準仕様書において、再生クラッシャランとあるところをアスファルト再生クラッシャランと読み替えることができる。ただし、構造物や、鉄蓋・ボックス類の基礎砕石においては、アスファルト再生クラッシャランを用いることはできない。

**【その他】**

・本通知の適用にあたっては、受発注者間で協議・確認を行うこと。
・受発注者の協議無しに、自主的に路盤材種類を変更することはできません。

【本通知に関する問い合わせ先】
新潟市水道局　総務部　技術管理室
技術管理担当